

## 新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル

京都府から8月5日付で示された「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン(改訂版)」に基づき、本学における後期授業からの各種事業の実施について、令和2年6月4日制定の「新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアル」を以下のとおり改正することとします。

### 1. 「新しい生活様式」の遵守について

学生及び教職員に対して、大学内外を問わず、国から示された、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を遵守するよう求めます。

あわせて、「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こことろ)」等のインストールと行動時のチェックインを推奨します。<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>

### 2. 授業について

令和2年度後期授業については、原則としてオンデマンド型と対面双方向型に分けて実施する。

対面双方向型授業は、配当された時間割に基づき、指定の教室や実験室等で対面により実施する授業とし、教室の密を避けるため、各教室とも通常の教室定員ではなく、別に定める感染症対策定員により実施する。また、50人以下の専門科目や実験・実習・演習科目は対面授業を基本とする。受講者数が教室の感染症対策定員を上回っている場合は、教室を変更して全て対面で実施することも可能であるが、教室が手配できない場合は、ハイブリッド型で対応する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況により、大学(新型コロナウイルス感染症対策本部)が対面授業の中止を判断した場合は、その時点よりすべての授業をオンライン授業に切り替えることとする。

#### (1) 対面とオンデマンドを併用したハイブリッド型授業

受講者を2グループに分け、隔週で対面・オンデマンド授業を交互に行う。また、教室は密にならないので受講者は分けないが、定期的にオンデマンド型授業を組み入れることにより教育効果の向上が見込まれる場合も、この方式により実施可能とする。

#### (2) 遠隔双方向型授業

対面授業の一部又は全部をZoom等により実施する。ただし、全部をZoom等により実施するのは、卒論演習等、個別指導を適切に実施することで対面授業以上の教育効果が期待できる一部の授業に限る。また、Zoomによる遠隔双方向授業を行う場合は、通学している学生のZoom参加場所にも配慮して、できるだけ当該授業配当教室(又は研究室等)においてZoom等を開催し、通学学生への対面指導も可能な状況が望ましい。

(3) オンデマンド型授業は、通信環境等が整っていない場合を除き、自宅にて受講するものとする。

(4) 対面授業を実施する教員には感染対策用としてフェイスシールドを配付する。

(5) 「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底を促す。

(6) 密室空間の集会や人が密集するような集会は避けるように注意喚起を行う。

(7) 消毒液の設置と定期的な消毒、窓・ドアの開放等による換気等、感染拡大予防のための措置を最大限講じる。

### 3. 学生等のキャンパス入構

学生・教職員問わず、体調不良や発熱等の症状がある者はキャンパス入構を禁止する。また、学生のキャンパス入構については、原則として、次の本学学生に限り認める。

- (1) 対面授業を受講する者
- (2) オンライン授業受講のために学内のアクセスポイントを利用する者（指定場所に限り）
- (3) 音楽等の実技を伴う授業等（レッスンを含む）が必要な学生
- (4) その他、学部、学科、研究科、各部署が認めた者
- (5) 「7. 課外活動」（1）の手続きにより、課外活動が認められた学生

### 4. 学外者のキャンパス入構

- (1) 各門衛所にて記名等を義務付け、学外者の入構を適正に管理する。
- (2) 入構時のマスク着用状況や体温を確認し、発熱や風邪の症状のある者の入構を制限する。
- (3) アポイントのない学外者の入構を制限する場合がある。
- (4) 学外者への学内施設・設備の貸与は、原則として所定の手続きにより許可したものについて認める。

### 5. 図書館の利用

図書館の利用については、状況に応じて種々の制限を適宜、設定あるいは解除する。

詳細は、図書館ホームページを確認すること。

URL：<http://www3.kyoto-wu.ac.jp/library/>

### 6. 食堂・購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じる。

- (1) 混雑時は入場制限を実施する。
- (2) 入退出時に列ができる場合は、人と人との十分な間隔を確保する。
- (3) 食堂利用の際は必ず手洗い又は消毒を行い、座席は間隔を十分に空ける。
- (4) 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽する。
- (5) 券売機に並ぶ場合は、フロアマーカ等により間隔を空ける。
- (6) 利用者には大声での会話は控え、マスクの着用と食事等が終了次第速やかに退席するなど滞留時間を短くするよう周知する。
- (7) 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

### 7. 学寮

「学寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン〈京女モデル〉」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策として、学寮に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染を起こさないよう万全を期することとする。感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「免疫力を高めること」であることを踏まえた取り組みを行う。

なお、令和2年9月より1室1人制として、寮生の分散居住を実施し、学寮代替施設の運用を開始する。

## 8. 課外活動

課外活動等については、学生が、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で再開する。活動再開にあたっては、万一の場合の状況把握ができるよう、各団体に検温、活動時間、参加者、活動内容等を記録すること。

- (1) 所定の「事前活動届出書」に参加者名簿・活動内容・活動時間等を記載し学生生活センターに提出する。
- (2) 課外活動ごとの感染拡大防止の責任者は各クラブ・サークル等の顧問とする。
- (3) 部員各自は日常的な健康管理（観察）に努めることとし、発熱・倦怠感・軽度であっても咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者（帰国後2週間以内）の課外活動への参加は認めない。
- (4) 活動にあたっては、マスクを必ず着用し、3密の回避・換気・手洗い・消毒などの感染防止対策及びソーシャルディスタンスの確保に努める。
- (5) 宿泊を伴う遠征・合宿は可能な限り自粛を促す。
- (6) 学外で実施する通常活動以外のイベントや会食を禁止する。

## 9. 学内施設・設備の消毒・換気及び利用上の留意点

- (1) 共用エリア、講義室、演習室、図書館、コンピュータ教室、食堂、トイレ等は、担当者が最低一日一回、ドアノブ・什器等の消毒を実施する。  
また、消毒後は可能な限り扉・窓を開放し換気を行う。
- (2) コンピュータ教室等は、担当者において利用者が利用したPC等の消毒を実施する。
- (3) 研究室、共同研究室、図書館、実験室、実習室、図工棟、音楽棟等の各室を利用した場合は、各教員、授業担当者又は各学部・研究科事務室において、ドアノブ・室内の必要な場所、実験機器等の消毒を実施する。
- (4) 各教員、実験・実習担当者は換気装置を作動させ、十分な換気量を確保する。
- (5) トイレのブースがすべて使用中の場合は、トイレの外で順番を待つ。
- (6) トイレ使用後は便器の蓋を閉めてから洗浄する。
- (7) 適切な距離を確保するため、食堂の椅子等の什器は削減する。
- (8) エレベーターの利用は、車いす利用者又は台車利用者のみとする。
- (9) 学内施設・設備の利用については、上記の他、管理部署が個別に定める指示に従うこと。

## 10. イベント・セミナー等

適切な感染防止策が実施されていることを前提に、屋内であれば、100人以下、かつ収容定員の5割以内の参加人数、屋外であれば、200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）し得る程度の参加人数を目安として開催の可否を大学で判断する。

入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声や合唱・合奏等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を行う。

なお、大学祭（藤花祭）等の学生が主体となって企画・運営する催しについては別途、取り扱うこととする。

## 11. 公務出張及び研究活動に伴う出張

公務出張は、その内容・必要性及び出張先の警戒基準等を踏まえ判断するものとする。特に感染が拡大している地域への出張は自粛する。オンライン等で代替可能な事案については、可能な限りオンライン等に対応する。

研究活動に伴う出張については、感染防止対策を最大限に講じた上で研究活動を行うことを原則とし、出張先の警戒基準等を確認の上、出張の可否について判断する。在外研究員の派遣については、中止になることも考慮に入れ、全体の教育計画を踏まえて計画するものとする。

## 12. 学内で感染者が発生した場合

- (1) 学生又は教職員の感染が判明した場合は、関係諸機関と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、総合的に考慮し、必要な場合は、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を検討する。
- (2) 感染した場合、感染が疑われる場合、また感染者と濃厚接触した場合、濃厚接触が疑われる場合の対応は、別に定める「大学における新型コロナウイルス感染症の取扱い」の通りとする。
- (3) 感染者にかかる情報については、別に定める基準により公表の可否について検討するものとする。

## 13. 対象期間

本マニュアルは、令和2年度前期授業終了日翌日（8月14日）から令和3年3月末日までを対象とするが、今後の感染拡大状況や政府及び京都府等の政策等により、その都度、学長の下で適宜改訂を検討するものとする。